

気仙沼支援学校における物損事故に係る和解について

職員の職務遂行上において発生した物損事故について、和解が成立し損害賠償の額が決定したので報告する。

記

1 事故の概要

- (1) 発生年月日
令和元年6月11日(火) 午前11時20分ごろ
- (2) 発生場所
気仙沼市松崎柳沢216-7
- (3) 事故の概要
気仙沼支援学校において、職員が草刈り作業をしていたところ、草刈機がフェンスに接触し、草刈機の刃が相手方車両のウインドウガラスに直撃し損傷を与えたもの。

2 和解内容

- (1) 和解の相手方
 - イ 住所 気仙沼市下八瀬198番地
 - ロ 氏名 有限会社たんぽぽ
- (2) 和解の内容
 - イ 内容 示談
 - ロ 示談年月日 令和元年8月1日
 - ハ 損害賠償額 262,289円
 - ニ 和解の内容 県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

3 知事専決処分年月日

令和元年7月31日